

京都市上下水道局告示3号

京都市指定下水道工事業者規程第10条第1項の規定に基づき次の者の指定を取り
消しましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市右京区西京極徳大寺団子田町89番地の60

株式会社 酒井設備

代表取締役 松本 實

(上下水道局下水道部管理課)